

議会改革検討特別委員会

中 間 報 告 書

平成25年6月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H25. 2. 26	第15回特別委員会	・政務活動費（調査費）の取り扱いについて ・政務活動費（調査費）の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについて
H25. 3. 11	第16回特別委員会	・一問一答方式の議案質疑への導入について ・閉会中の特定事件について
H25. 4. 4 (閉会中)	第17回特別委員会	・一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入について ・本特別委員会において今後調査する事項等（案）について ・政務活動費の検討スケジュール（案）について
H25. 5. 20 (閉会中)	第18回特別委員会	・一問一答方式の議案質疑への導入について ・反問権の導入について ・調査事項の集計結果について ・政務活動費の使途基準等について ・政務活動費の公表方法等について ・議員定数について ・本会議における討論の制限時間等について ・中間報告書（案）について ・議場内スピーカーシステムの修繕について

2. 審議経過

（１）第15回特別委員会

〔政務活動費（調査費）の取り扱いについて〕

平成25年2月26日に第15回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費（調査費）の取り扱いについては、2月13日に行われた各派代表者会議において協議・調整が行われ、政務活動費の項目、額、内容等を特別委員会で協議・検討していくことで了承された旨の報告が行われました。

〔政務活動費（調査費）の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについて〕

次に、政務活動費（調査費）の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについては、仮に政務活動費（調査費）の額の変更に何らかの判断が必要な場合は、第三者機関である春日部市特別職報酬等審議会に諮り、その意見を踏まえていくことで確認がされました。

また、そのほかとして、議案質疑への一問一答方式の導入について、時期尚早との意見が

出され、質疑の在り方について改めて協議を行うことで了承されました。

（２）第１６回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

平成２５年３月１１日に第１６回特別委員会を開催しました。この特別委員会では、一問一答方式の議案質疑への導入に関して、現段階での意見交換が行われました。なお、主な意見は次のとおりです。

- ・１年前から検討を続けており、今年６月から議案質疑への導入や反問権も導入しようという流れもある。一般質問における一問一答方式も慣れてきて、わかりやすい質問になっているので予定どおり導入すべきである。
- ・議案質疑に対して一問一答方式を導入することに異議はないが、一問一答方式を導入するのであれば、代表質問制度を採り入れるなど十分に検討してから導入したほうがよい。

（３）第１７回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入について〕

平成２５年４月４日に第１７回特別委員会を開催しました。まず、一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入については、一問一答方式の議案質疑への導入と議案質疑への反問権の導入の二つに分けて進めていくことで整理がされ、反問権の導入については、反問やその答弁に要する時間をどのように扱うのかのみに限定して協議を行うことで了承されました。

〔本特別委員会において今後調査する事項等（案）について〕

次に、特別委員会で今後調査する事項等（案）についての確認が行われました。特別委員会において今後協議・検討を行う際の参考にするため、埼玉県内人口２０万人以上の市及び関東地方の特例市に必要な調査項目を照会するにあたり、調査内容の追加等について協議が行われました。

〔政務活動費の検討スケジュール（案）について〕

次に、政務活動費の検討スケジュール（案）については、政務活動費の額の見直し等を進めた場合の春日部市特別職報酬等審議会への諮問に関するスケジュールの確認が行われました。

また、そのほかとして、議案に対する討論に時間的制限がないこと及び同じ会派の複数議員による討論に関して意見が出され、研究課題とすることで了承されました。

（４）第１８回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

平成２５年５月２０日に第１８回特別委員会を開催しました。まず、一問一答方式の議案質疑への導入については、改めて特別委員会で協議、検討を行うものとして確認がされました。

〔反問権の導入について〕

次に、反問権の導入について、現段階での意見が交換されました。また、この件については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約してくることで了承されました。なお、主な意見交換の内容は次のとおりです。

- ・質問する議員には、ある意味権利として時間が与えられているわけですが、そこに反問が入ってくると時間が削られることになる。基本的には含めないほうが良い。また、反問があった場合は、10分延長するなど、少し延ばすという方法も考えられるのではないかな。
- ・質問に対して答弁側が反問する場合は、質問の意味がわからない場合が想定されることから、質問の意味がしっかりと伝わるよう行えば必要がないことなので、質問時間に当然含めるべきではないかな。

〔調査事項の集計結果について〕

次に、調査事項の集計結果については、資料として取りまとめられ、今後の協議、検討の際の資料として活用していくことが確認されました。

〔政務活動費の使途基準等について〕

次に、政務活動費の使途基準等については、政務活動費の額、項目、内容等について、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約してくることで了承されました。

〔政務活動費の公表方法等について〕

次に、政務活動費の公表方法等については、ホームページや議会だよりでの公表において、特別委員会では公開する内容までを協議し、公開にあたっての書式等については、広報広聴委員会に協議を依頼することで確認されました。なお、詳細については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約してくることで了承されました。

〔議員定数について〕

次に、議員定数については、平成26年4月に予定されている市議会議員選挙を見据えて、現在の議員定数について特別委員会で議論していくことが確認されました。

〔本会議における討論の制限時間等について〕

次に、本会議における討論の制限時間等については、現段階での意見が交換されました。また、この件については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約してくることで了承されました。なお、主な意見交換の内容は次のとおりです。

- ・議会は、審議をする場であり、賛成、反対の立場で討論を行い審議を深めるという意味で討論は大事なものである。節度を持ちながら審議を深めるためにも、制限をすることはよくない。
- ・討論などで、「会派を代表して討論いたします。」と発言がある。そういった場合、一会派1人であるべきである。再度、会派を代表して討論することはおかしい。

〔中間報告書（案）について〕

そのほか、中間報告書（案）については、正副委員長作成の（案）が提示され、第18回特別委員会の内容も含めて報告することで了承されました。

〔議場内スピーカーシステムの修繕について〕

また、議場内スピーカーシステムの修繕については、議場内の発言内容を聴き取りやすくするために行ったスピーカーシステムの修繕完了の報告が行われました。

議会改革検討特別委員会 委員名簿

委員長	河井美久
副委員長	蛭間靖造
委員	佐藤一
委員	金子進
委員	松本浩一
委員	卯月武彦
委員	鬼丸裕史
委員	栄寛美
委員	荒木洋美
委員	小久保博史
委員	大山利夫